

別表

○豊橋市岩田総合球技場 利用料金

施設の名称
豊橋市民球場
豊橋市民球技場
豊橋市民庭球場
豊橋市民クラブハウス

1 豊橋市民球場 利用料金

区分			昼間			夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
アマチュア野球の場合	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	平日	円 6,490	円 9,170	円 15,660	円 6,490	円 22,150
		日曜日、土曜日及び休日	円 9,730	円 13,750	円 23,480	円 9,730	円 33,210
	入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	平日	円 12,980	円 18,340	円 31,320	円 12,980	円 44,300
		日曜日、土曜日及び休日	円 19,470	円 27,510	円 46,980	円 19,470	円 66,450
アマチュア野球以外の場合	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	平日	円 12,980	円 18,340	円 31,320	円 12,980	円 44,300
		日曜日、土曜日及び休日	円 19,470	円 27,510	円 46,980	円 19,470	円 66,450
	入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	平日	円 129,800	円 183,400	円 313,200	円 129,800	円 443,000
		日曜日、土曜日及び休日	円 194,700	円 275,100	円 469,800	円 194,700	円 664,500
放送設備			円 1,910	円 1,910	円 3,820	円 1,910	円 5,730
スコアボード			円 1,910	円 1,910	円 3,820	円 1,910	円 5,730
更衣室・シャワー室			円 1,270	円 1,270	円 2,540	円 1,270	円 3,810
ブルペン			円 630	円 630	円 1,260	円 630	円 1,890
会議室			円 940	円 1,270	円 2,210	円 940	円 3,150
照明設備			1時間以内	全点灯		円 9,270	
				2分の1点灯		円 5,060	
				3分の1点灯		円 3,820	
			1時間を超えたときに上記の金	その超えた時間について30分までごとに全点灯		円 4,630	

	額に加算する額	2分の1点灯	2,530円
		3分の1点灯	1,910円
備考	<p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p> <p>2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。</p> <p>3 アマチュア野球以外の場合において、入場料又はこれに類する金銭を徴収するときの照明設備に係る利用料金は、当該利用料金の10倍の額とする。</p>		

## 2 豊橋市民球技場 利用料金

区分			昼間		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
アマチュアの 場合	入場料又はこれに類する金銭を 徴収しない場合	平日	円 5,900	円 7,830	円 13,730
		日曜日、土曜日及び休日	7,840	10,410	18,250
	入場料又はこれに類する金銭を 徴収する場合	平日	11,800	15,660	27,460
		日曜日、土曜日及び休日	15,690	20,820	36,510
アマチュア以 外の場合	入場料又はこれに類する金銭を 徴収しない場合	平日	11,800	15,660	27,460
		日曜日、土曜日及び休日	15,690	20,820	36,510
	入場料又はこれに類する金銭を 徴収する場合	平日	118,000	156,600	274,600
		日曜日、土曜日及び休日	156,940	208,270	365,210
放送設備			1,270	1,270	2,540
スコアボード			630	630	1,260
更衣室・シャワー室			630	630	1,260
備考	<p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後5時以後のときは午後1時から午後5時までの時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。</p>				

### 3 豊橋市民庭球場 利用料金

区分		午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から
		午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで	午後9時まで
テニスコート(1面につき)	平日	810円	810円	810円	810円	810円	810円
	日曜日、土曜日及び休日	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円
放送設備		760円	760円	760円	760円	760円	760円
備考		<p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>2 更衣室・シャワー室の利用料金を含む。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、コート1面1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、170円とする。</p> <p>4 この表の時間外において利用するときのコート1面及び放送設備に係る利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から午前11時までの、午後9時以後のときは午後7時から午後9時までの時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。</p>					

### 4 豊橋市民クラブハウス 利用料金

区分	昼間		夜間		全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
会議室	940円	1,270円	2,210円	940円	3,150円
備考	<p>この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。</p>				